

安城市障害者福祉計画

第6次安城市障害者計画
第8期安城市障害福祉計画
第4期安城市障害児福祉計画

【 計画案・第1～3章、6章抜粋 】

令和8(2026)年 7月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 障害者支援や障害福祉をめぐる動き	2
（1）障害者支援関連法の近年の動向	2
（2）障害者基本計画（第5次）の概要	4
3 計画の位置づけ	5
（1）計画の法的根拠	5
（2）上位計画・関連計画等との整合	6
4 計画の期間	8
5 障害のある人の定義	9
6 計画の策定体制	9
第2章 安城市の障害者等を取り巻く状況	12
1 人口の状況	12
2 手帳所持者等の状況	13
（1）身体障害者手帳所持者数の状況	14
（2）療育手帳所持者数の状況	16
（3）精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況	18
（4）難病患者等の状況	20
（5）療育支援の必要な児童の状況	20
（6）障害のある児童生徒等の状況	21
3 第5次安城市障害者計画の実施状況	22
4 今後の施策推進に向けた課題・施策二一ズ	23
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 計画の基本理念	25
2 基本目標	26
3 計画を貫く視点	28
4 重点施策	30
5 施策体系	31
第4章 安城市障害者計画	32
第5章 安城市障害福祉計画・安城市障害児福祉計画	33
第6章 計画の推進体制	34
1 関係機関・団体等との連携による推進	34

(1) 市民や関係機関との連携	34
(2) 国・愛知県・広域との連携	34
(3) 安城市自立支援協議会を中心とした連携	34
2 計画の進捗管理	36
(1) 市役所内関係各課による取組の評価・検証	36
(2) 安城市自立支援協議会における評価・検証	36

1 計画策定の趣旨と背景

国の障害者施策においては、平成23（2011）年8月の「障害者基本法」の大幅な改正に伴い、障害のある人の定義についても、「個人の機能障害に原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「障害により日常生活や社会生活に制限を受ける社会であること」を問題にする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。

その後、平成26（2014）年1月の「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」）」の批准及びそれを契機とした国内法の整備・改正により、障害のある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう各種の環境整備が進められています。

本市においては、第1次から第5次にわたり「安城市障害者計画」を策定し、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障害者施策を総合的に推進してきました。また、「安城市障害福祉計画」「安城市障害児福祉計画」については、3年ごとの見直しを行い、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために障害福祉サービス等の充実に努めてきました。

特に近年では、地域生活支援拠点等の整備や安城市自立支援協議会における「とうじしゃグループ」の設置、こころのバリアフリー動画作成、「安城市手話言語条例」の制定など、様々な取組の充実に努めてきています。

こうした中、国においては、令和6（2024）年4月の「改正障害者差別解消法」の施行、令和7（2025）年6月の「手話に関する施策の推進に関する法律（以下、「手話施策推進法」）」の施行、令和8（2026）年4月の「高次脳機能障害者支援法」の施行等、様々な分野での法整備を進めてきており、本市においても、多様な障害のある人と共に生きる環境づくりに向け、取組をより一層充実する必要があります。

現行の「第5次安城市障害者計画」、「第7期安城市障害福祉計画」・「第3期安城市障害児福祉計画」の計画期間が令和8（2026）年度で満了することから、障害のある人を取り巻く状況の変化や国、愛知県の動き等を踏まえ、令和9（2027）年度を初年度とする安城市障害者福祉計画（第6次安城市障害者計画・第8期安城市障害福祉計画・第4期安城市障害児福祉計画）を策定します。

2 障害者支援や障害福祉をめぐる動き

(1)障害者総合支援法等の近年の動向

障害福祉サービスにおいては、平成15（2003）年度から従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られました。その後、平成18（2006）年4月には「障害者自立支援法」が施行されましたが、定率の利用者負担が導入されたこと等について様々な意見があり、それらに応じる所要の政省令の改正を経て、平成25（2013）年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）が施行されました。

「障害者総合支援法」では、障害のある人等が日常生活または社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保およびどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、ならびに社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わなければならない旨が、理念として掲げられています。

また、障害福祉サービス等の対象に難病患者等が含まれることになったほか、平成24（2012）年4月には「児童福祉法」が一部改正され、障害児を対象とした福祉サービスの体系が見直され、身近な地域で支援が受けられるよう障害児支援の強化が図られました。

平成30年には「障害者総合支援法」に、新たに障害のある人の就労を支援するサービスとして就労定着支援と、障害のある人の安定した地域生活を支援するサービスである自立生活援助や、外出の困難な重度障害児の発達支援を目的とした居宅訪問型児童発達支援等が創設されるなど、制度の拡充が行われました。

さらに令和4（2022）年の「障害者総合支援法」の改正では障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進等の措置が規定されました。以降も、法改正に伴う取組の具体化が検討され、順次、継続的に充実が図られています。

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成18(2006)年	障害者自立支援法の施行(平成18年4月1日) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」)の施行(平成18年12月20日) 国連で障害者権利条約を採択
平成19(2007)年	障害者権利条約に署名(平成19年9月28日)
平成23(2011)年	改正障害者基本法の施行(平成23年8月5日)

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成24(2012)年	改正児童福祉法の施行(平成24年4月1日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、「障害者虐待防止法」)の施行(平成24年10月1日)
平成25(2013)年	障害者総合支援法の施行(平成25年4月1日) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下、「障害者優先調達推進法」)の施行(平成25年4月1日) 障害者基本計画(第3次)閣議決定(平成25年9月27日)
平成26(2014)年	障害者権利条約を批准(平成26年1月20日)
平成27(2015)年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行(平成27年1月1日)
平成28(2016)年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」)の施行(平成28年4月1日) 改正障害者雇用促進法の施行(平成28年4月1日) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「成年後見制度利用促進法」)の施行(平成28年5月13日) 改正発達障害者支援法の施行(平成28年8月1日)
平成30(2018)年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行(平成30年4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(以下、「障害者文化芸術活動推進法」)の施行(平成30年6月13日) 障害者基本計画(第4次)閣議決定(平成30年3月30日)
令和元(2019)年	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、「読書バリアフリー法」)の施行(令和元年6月28日)
令和2(2020)年	改正障害者雇用促進法の施行(令和2年4月1日) 改正バリアフリー法の一部施行(令和2年6月19日) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行(令和2年12月1日)
令和3(2021)年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行(令和3年9月18日)
令和4(2022)年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」)の施行(令和4年5月25日)
令和5(2023)年	障害者基本計画(第5次)閣議決定(令和5年3月14日)
令和6(2024)年	改正障害者差別解消法の施行(令和6年4月1日)
令和7(2025)年	手話施策推進法の施行(令和7年6月25日)
令和8(2026)年	高次脳機能障害者支援法の施行(令和8年4月1日)

(2)障害者基本計画(第5次)の概要

障害者基本計画は、障害者基本法に基づき、国が障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する中長期的な指針です。

【位置付け】

政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画(障害者基本法第11条の規定に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。)

【計画期間】

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間

【主な内容】

1 基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2 基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3 社会情勢の変化

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- ・新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- ・持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

4 各分野に共通する横断的視点

- ・条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ・共生社会の実現に資する取組の推進
- ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ・障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ・障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- ・PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5 施策の円滑な推進

- ・連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

【11の分野】

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 2. 安全・安心な生活環境の整備 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 4. 防災、防犯等の推進 |
| 5. 行政等における配慮の充実 | 6. 保健・医療の推進 |
| 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 8. 教育の振興 |
| 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 | |
| 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 | |
| 11. 国際社会での協力・連携の推進 | |

3 計画の位置づけ

(1)計画の法的根拠

「第6次安城市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者施策を推進するための基本理念や基本目標を定めることにより、その方向性を明らかにし、今後の本市における障害者施策推進のための指針とするものです。

「第8期安城市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、障害のある人の地域生活や一般就労等の支援に向けて達成すべき目標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込量や見込量を確保するための方策を定める計画です。

「第4期安城市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、障害児通所支援等に関わる提供体制の確保や必要な見込量や見込量を確保するための方策を定める計画です。

本計画は、上記の3計画を、「安城市障害者福祉計画」として、一体的に策定するものです。

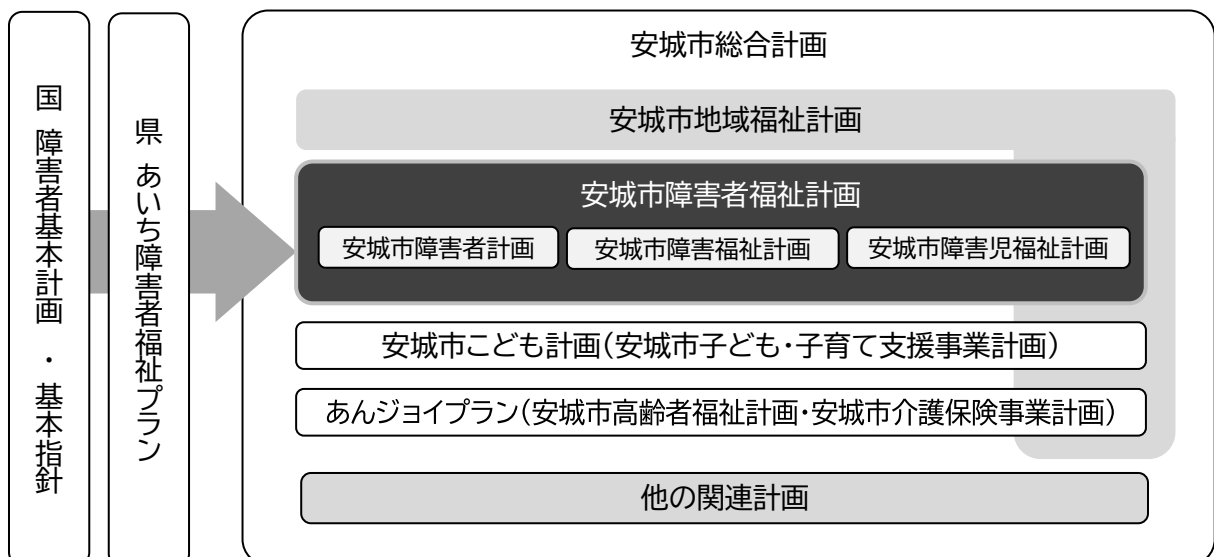
(2)上位計画・関連計画等との整合

本計画は、本市における上位計画である「安城市総合計画」の障害者施策に係る個別計画と位置付けるとともに、「安城市地域福祉計画」を障害者施策の視点から推進するための具体的な取組を示すものでもあります。

計画の策定及び推進にあたっては、国の障害者施策に係る法律や計画、指針、愛知県の計画等を踏まえるとともに、「安城市こども計画（安城市子ども・子育て支援事業計画）」

「あんジョイプラン（安城市高齢者福祉計画・安城市介護保険事業計画）」をはじめとする各種個別計画等との整合を図ります。

■計画の位置づけ



SDGsに関する取組

SDGs（持続可能な開発目標）は、よりよい未来を目指すための2030（令和12）年までの世界共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットを掲げています。

SDGsに基づく「誰一人取り残さない」社会の実現に向けては、政府、地方自治体、民間企業や団体等、様々な主体が積極的に取組を進めていく必要があります。

本市においても上位計画である「安城市総合計画」をはじめとして、あらゆる個別計画や施策・事業においてSDGsに参画できる取組を推進しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の期間

「第6次安城市障害者計画」は令和9（2027）年度から令和14（2032）年度までの6年間で1つの期間とし、「第8期安城市障害福祉計画」及び「第4期安城市障害児福祉計画」は、令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの3年間とします。

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
第9次安城市総合計画								
第5次安城市地域福祉計画								
第5次障害者計画 (R3年度～)			第6次障害者計画					
第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画			第9期障害福祉計画 第5期障害児福祉計画		

5 障害のある人の定義

本計画における「障害のある人」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を総称することとします。

ここには、発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病の人も含まれます。

■障害者基本法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

6 計画の策定体制

本計画の策定体制は次のとおりです。

①安城市障害者福祉計画策定委員会

障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたり、福祉、医療、保健、教育等からの幅広い意見を取り入れるために設置するもので、障害者団体の代表、福祉・地域・医療・保健・教育・就労に関係する団体の代表者、障害当事者（公募の市民）で組織します。

計画案の方向性や具体的な施策・事業に関する検討・審議を行い、市長からの諮問に対し答申を行います。

②関係団体等懇話会（関係団体ヒアリング）

障害者団体や障害福祉サービス等事業者などの代表者で構成し、事前のヒアリングシートの記入やグループワークによる意見交換を通じ、障害当事者やその家族、支援者などの視点でテーマに対する現状・課題や今後必要になる取組等に対する意見をいただきました。

■実施概要

区分	内容
事前のヒアリングシート調査	令和7年12月～令和8年1月
関係団体懇話会グループワーク	令和8年2月26日

参加団体（１５団体）	安城市身体障害者福祉協会、難聴・中途失聴者の会 ともだち、安城市手をつなぐ育成会、安城市心身障がい児を持つ親の会 ひまわり会、安城地域精神障がい者家族会「ぶなの木会」、社会福祉法人ぬくもり福祉会、社会福祉法人ポテト福祉会、社会福祉法人聖清会、社会福祉法人観寿々会、社会福祉法人サポートバディ、社会福祉法人ぶなの木福祉会、要約筆記サークルなしばた（安城市ボランティア連絡協議会）、視覚部ボランティア心のひとみ（安城市ボランティア連絡協議会）、特定非営利活動法人５－ＣＨＡ（安城市ボランティア連絡協議会）、軽度知的障害を考える会スマイル（安城市ボランティア連絡協議会）
------------	--

③安城市自立支援協議会

地域における障害のある人への支援や課題についての情報を共有し、支援体制の整備について協議を行う場で、障害者団体の代表、福祉・地域・医療・保健・教育・就労に関係する団体の代表者、障害当事者（公募の市民）、障害福祉サービス等事業者で組織しています。自立支援協議会の下部組織には、障害福祉サービス事業者などで構成される共生のまち部会と１０の専門部会があり、計画案や施策に対する意見等をいただきました。

④障害者福祉計画策定のためのアンケート調査

次期障害者計画等策定のための基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

調査期間… 令和７年１２月１９日から令和８年１月９日まで（督促１回）

調査手法… 郵送による配布、郵送による回収又はウェブサイトによる回答

■回収状況

区分		配布数（票）	回収数（票）	回収率（％）
1	18歳以上の障害のある人	2,400	1,395	58.1
2	18歳未満の障害のある人	600	339	56.5
3	18歳以上の一般市民	1,400	734	52.4
4	18歳未満の一般市民	1,000	474	47.4
合計		5,400	2,942	54.5

⑤障害福祉サービス事業所アンケート調査

次期障害者計画等策定のための基礎資料を得ることを目的に障害福祉サービス事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間… 令和７年１２月８日から令和７年１２月２４日まで

調査手法… ウェブサイトによる回答

■回収状況

区分	配布数（票）	回収数（票）	回収率（％）
市内の障害福祉サービス事業所	150	130	86.7

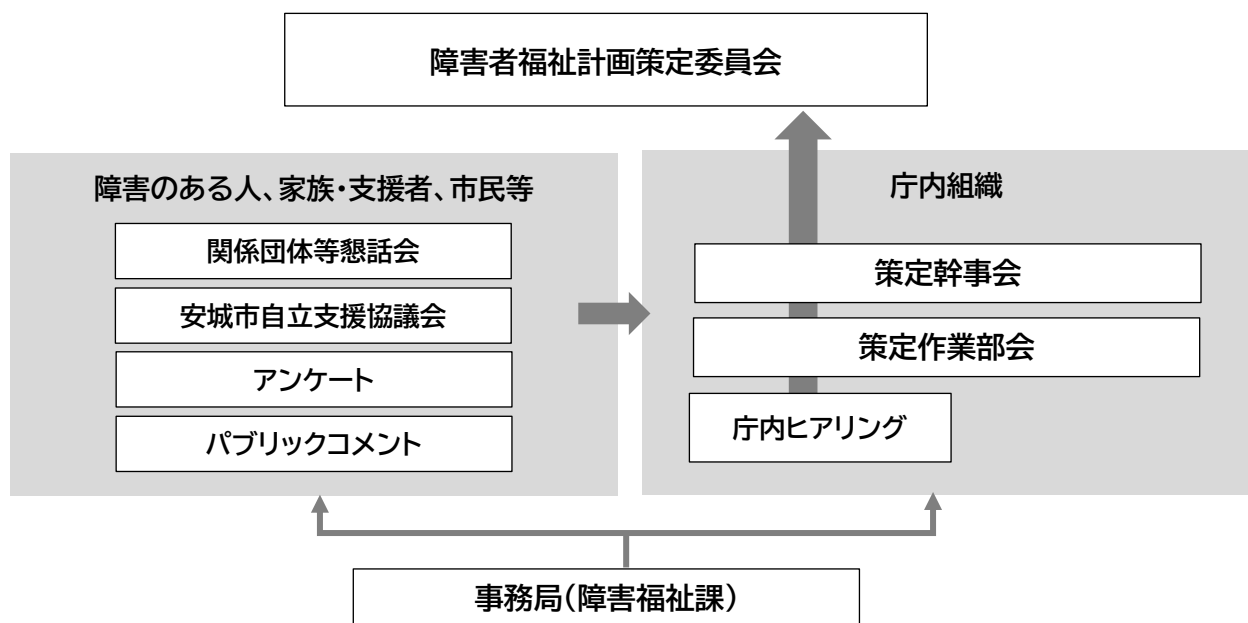
⑥パブリックコメント

広く意見を収集するため、パブリックコメントを実施します。市民向けパブリックコメントの他、こどもの意見を聴くための「こども向けパブリックコメント」も実施予定です。

■実施概要

区分	内容
実施期間	令和〇年〇月～令和〇年〇月
結果	意見数

■策定体制図



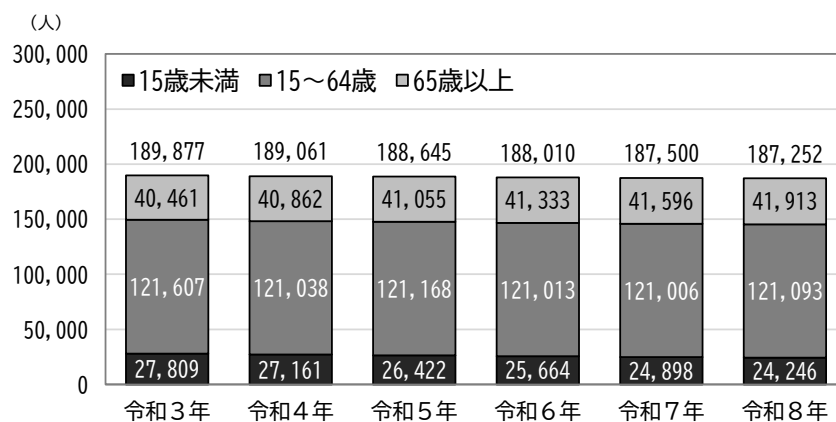
第2章

安城市の障害者等を取り巻く状況

1 人口の状況

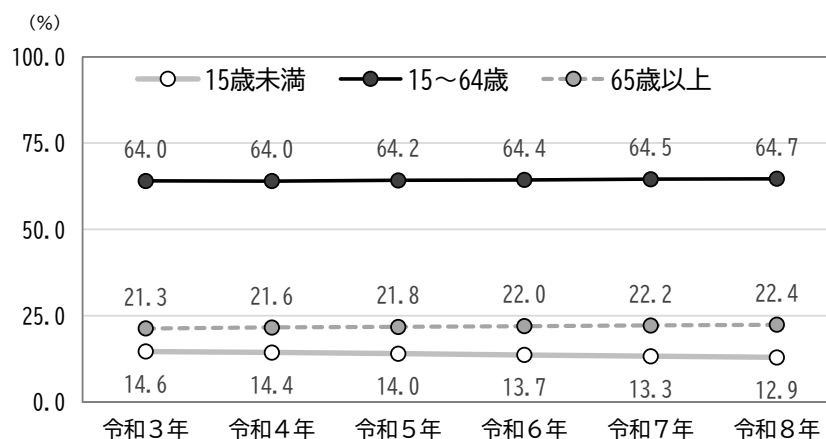
本市の人口は近年18万人台で推移しており、令和8（2026）年で187,252人となっています。内訳をみると、15歳未満が減少している一方で、65歳以上は増加しています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■年齢3区分別人口割合の推移

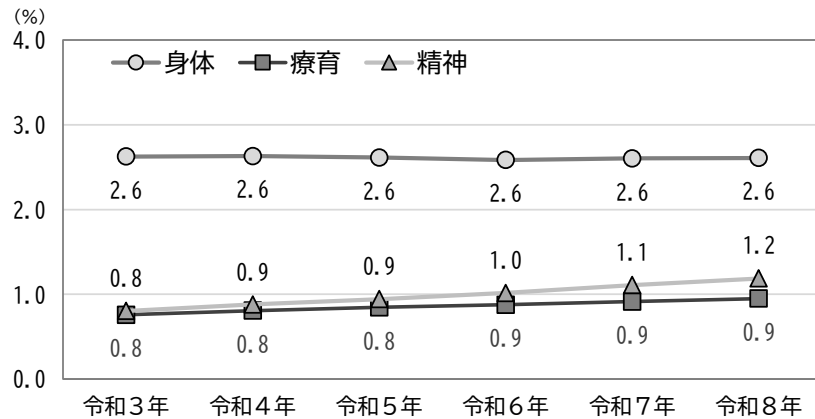


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

2 手帳所持者等の状況

総人口における各手帳所持者の割合の推移をみると、身体障害者手帳所持者が各年ともに2.6%と、横ばいで推移している一方で、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者はいずれも上昇しています。特に、精神障害者保健福祉手帳は令和8（2026）年で1.2%と、令和3（2021）年と比べて0.4ポイント上昇しています。

■総人口における各手帳所持者の割合の推移



資料:住民基本台帳、安城市(各年4月1日)

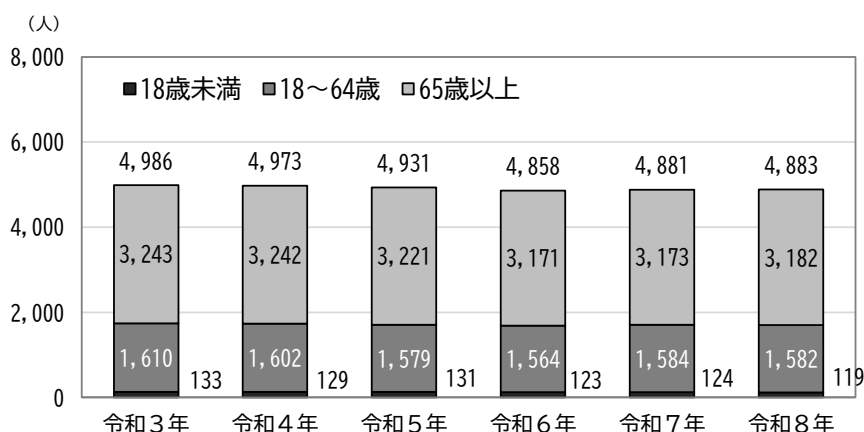
(1)身体障害者手帳所持者数の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は微減傾向にあります。年齢別でみると、65歳以上が最も多くなっています。

また、障害の程度を示す等級別でみると、最も重度である1級が多くなっており、令和8（2026）年では全体の29.1%を占めています。

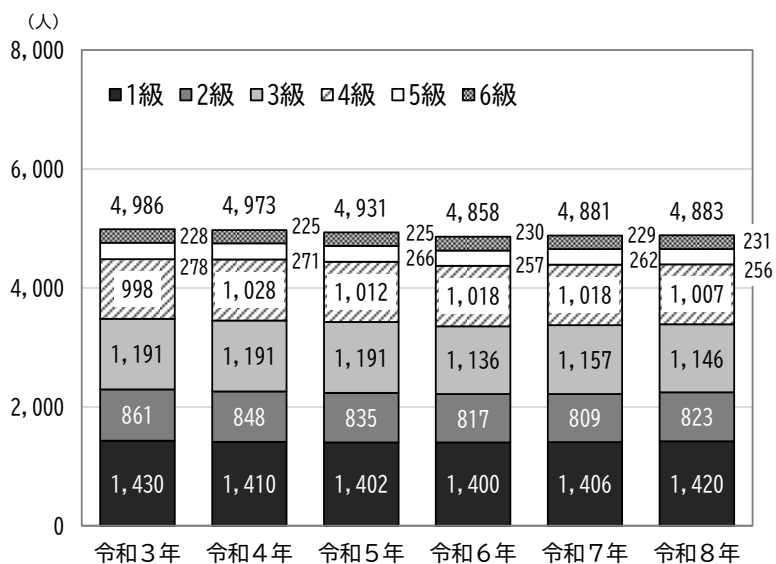
種類別では、肢体不自由の割合が最も高く、次いで内部障害が続いています。

■身体障害者手帳所持者数(年齢区分別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

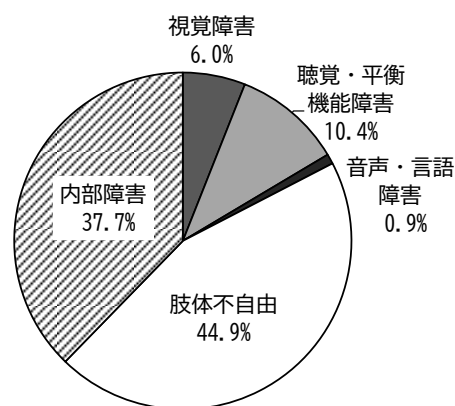
■身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

■身体障害者手帳所持者数(種類別)

※令和8年(4,883人)



資料:安城市(令和8年4月1日)

身体障害者手帳の所持者は、高齢者（65歳以上）が全体の65.2%を占めています。

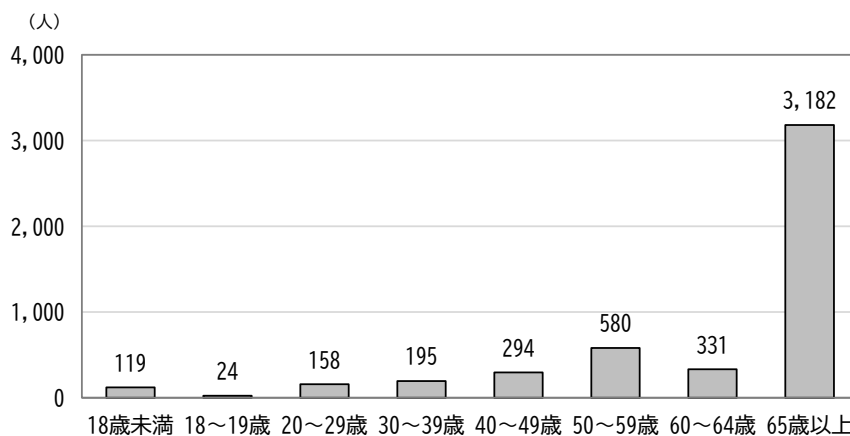
■身体障害者手帳所持者数(年齢・等級・部位別)の状況

区分	等級別						計	※障害部位別				
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		視覚	聴・平	音・言	肢体	内部
18歳未満	48	22	34	6	4	5	119	6	15	0	79	19
18～19歳	11	7	4	0	1	1	24	0	4	0	18	2
20～29歳	47	53	30	14	7	7	158	6	50	0	73	29
30～39歳	54	49	43	25	12	12	195	14	44	1	91	45
40～49歳	93	65	52	52	20	12	294	16	39	2	139	98
50～59歳	183	110	116	96	49	26	580	42	63	2	287	186
60～64歳	101	57	75	60	19	19	331	22	19	5	177	108
65歳以上	883	460	792	754	144	149	3,182	187	276	36	1,328	1,355
合計	1,420	823	1,146	1,007	256	231	4,883	293	510	46	2,192	1,842
うち65歳未満	537	363	354	253	112	82	1,701	106	234	10	864	487
うち65歳以上	883	460	792	754	144	149	3,182	187	276	36	1,328	1,355
65歳未満の割合	37.8%	44.1%	30.9%	25.1%	43.8%	35.5%	34.8%	36.2%	45.9%	21.7%	39.4%	26.4%
65歳以上の割合	62.2%	55.9%	69.1%	74.9%	56.3%	64.5%	65.2%	63.8%	54.1%	78.3%	60.6%	73.6%

資料:安城市(令和8年4月1日)

※障害部位について、「視覚」は視覚障害、「聴・平」は聴覚・平衡機能障害、「音・言」は音声・言語障害、「肢体」は肢体不自由、「内部」は内部機能障害をそれぞれ表します。また、集計にあたり各種障害部位を併せ持つ(重複している)人については、代表的な障害部位で計上しています。

■身体障害者手帳所持者数(年齢区分別)の状況



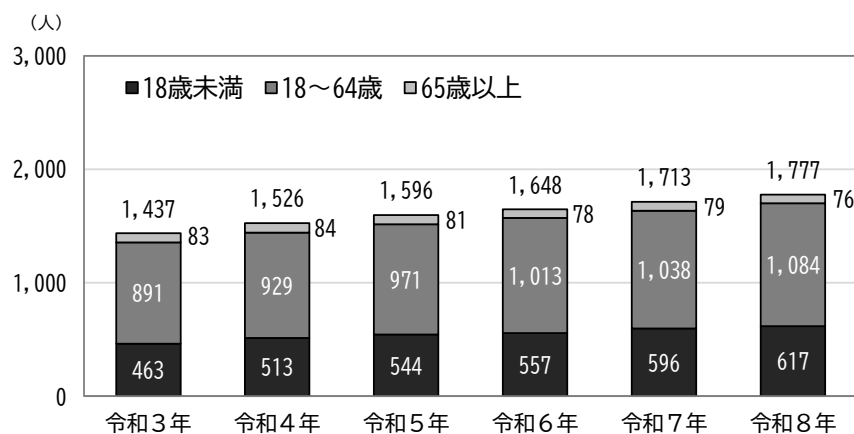
資料:安城市(令和8年4月1日)

(2)療育手帳所持者数の状況

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和3（2021）年と令和8（2026）年と比較して、23.7%の増加となっています。年齢別でみると、18～64歳が最も多くなっています。

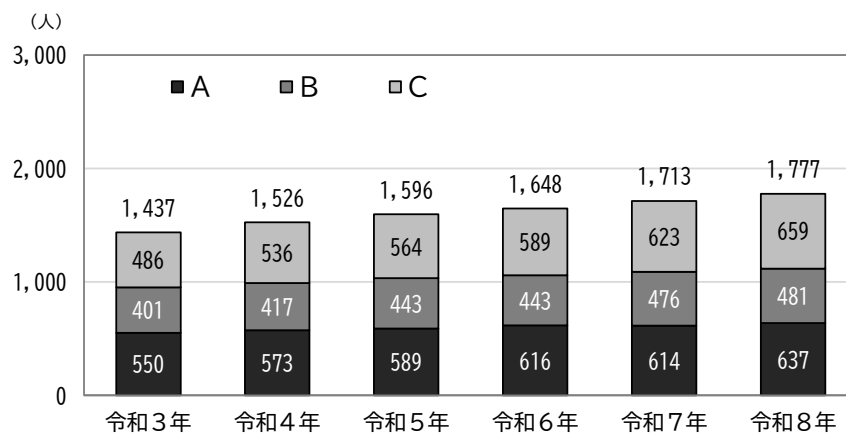
また、判定別でみると、最も軽度であるC判定で、令和3（2021）年から令和8（2026）年にかけて173人の増加となり、大きく増えています。

■療育手帳所持者数(年齢区分別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

■療育手帳所持者数(判定別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

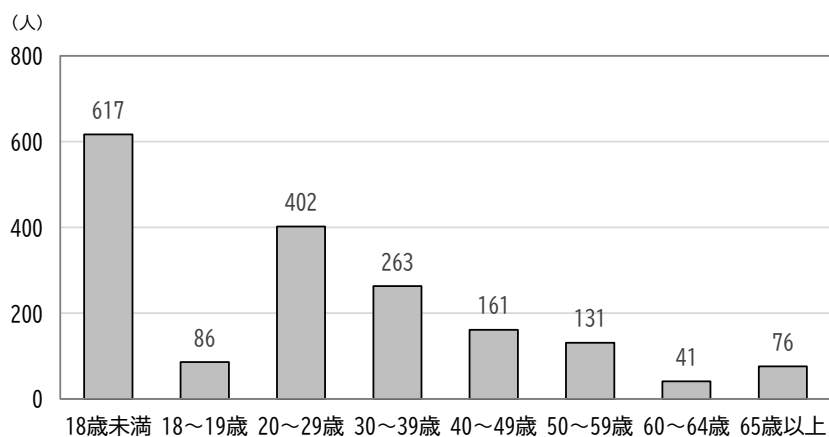
療育手帳の所持者は、18歳未満の割合が全体の34.7%を占めています。

■療育手帳所持者数(年齢・判定別)の状況

区分	判定別			計
	A	B	C	
18歳未満	178	117	322	617
18～19歳	28	23	35	86
20～29歳	144	123	135	402
30～39歳	95	73	95	263
40～49歳	73	45	43	161
50～59歳	62	51	18	131
60～64歳	17	19	5	41
65歳以上	40	30	6	76
合計	637	481	659	1,777
うち18歳未満	178	117	322	617
うち18歳以上	459	364	337	1,160
うち18歳未満の割合	27.9%	24.3%	48.9%	34.7%
うち18歳以上の割合	72.1%	75.7%	51.1%	65.3%

資料:安城市(令和8年4月1日)

■療育手帳所持者数(年齢区分別)の状況



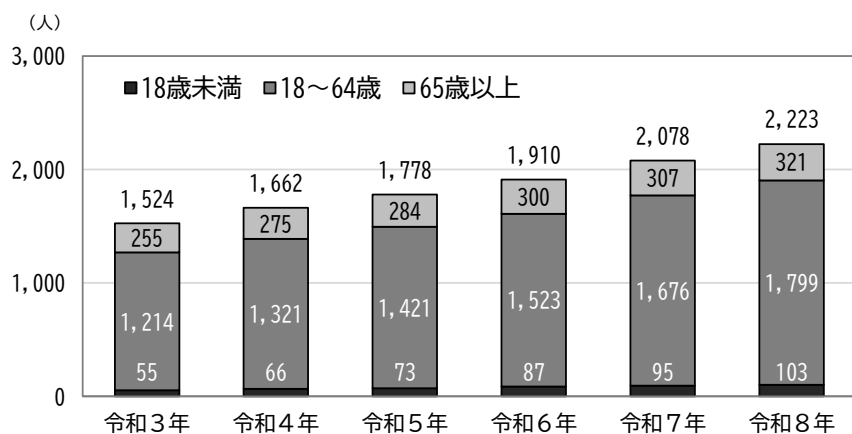
資料:安城市(令和8年4月1日)

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は大きく増加しており、令和3（2021）年と令和8（2026）年を比較して、699人（45.9％）の増加となっています。年齢別でみると、18～64歳が最も多くなっています。

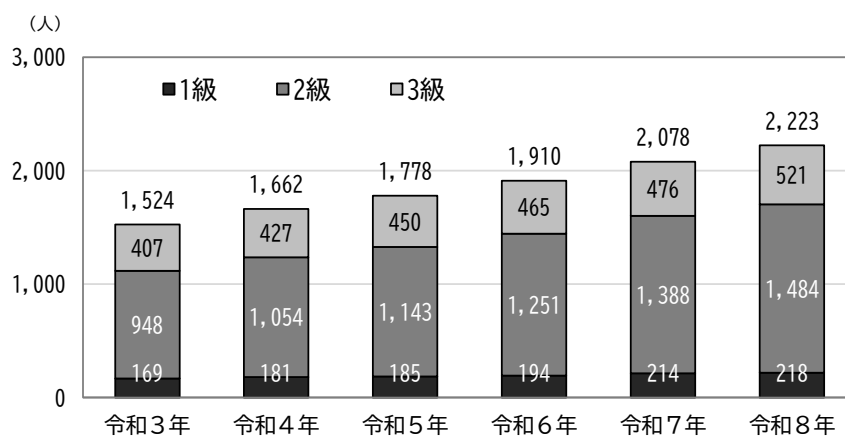
また、等級別でみると、2級の占める割合が最も高く、かつ増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢区分別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(判定別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

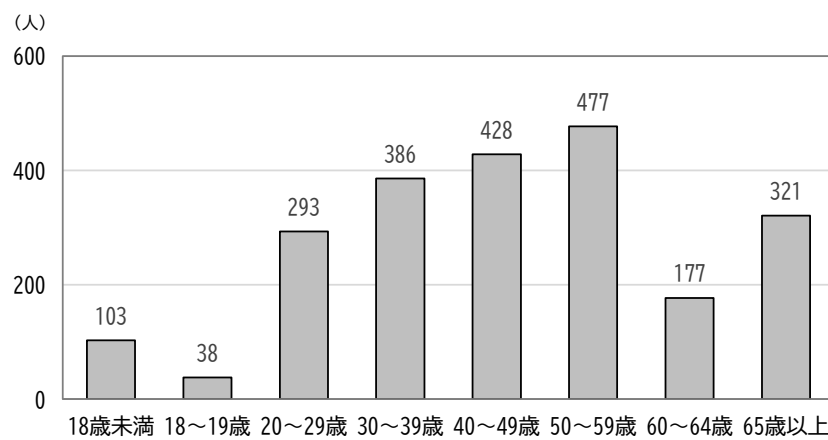
精神障害者保健福祉手帳所持者数は50歳代で最も多く、次いで40歳代、30歳代となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢・判定別)の状況

区分	等級別			計
	1級	2級	3級	
18歳未満	0	80	23	103
18～19歳	2	31	5	38
20～29歳	16	197	80	293
30～39歳	24	253	109	386
40～49歳	29	282	117	428
50～59歳	40	323	114	477
60～64歳	19	127	31	177
65歳以上	88	191	42	321
合計	218	1,484	521	2,223

資料:安城市(令和8年4月1日)

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢区分別)の状況

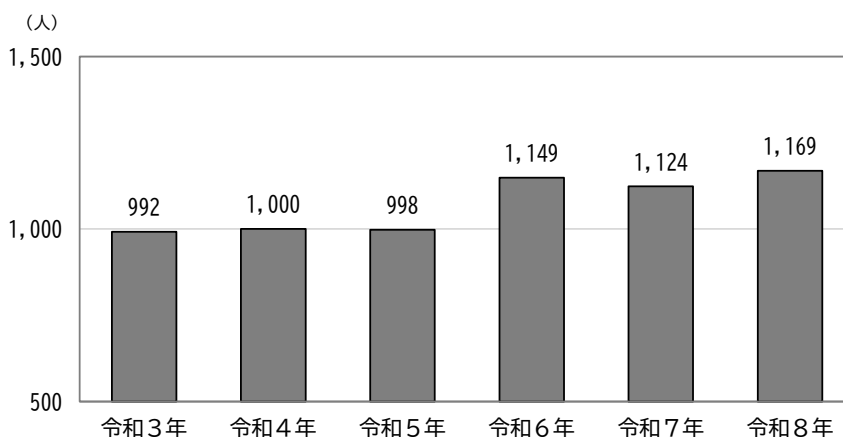


資料:安城市(令和8年4月1日)

(4) 難病患者等の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費助成の対象となる疾患の患者数の推移を見ると、助成対象となる疾患数の拡大に伴い、増加しています。

■特定疾患患者数の推移



資料: 衣浦東部保健所 (各年4月1日)

■小児慢性特定疾患患者数の推移

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
小児慢性特定疾患患者数 (人)	159	167	171	166	157	—

資料: 衣浦東部保健所 (各年度)

(5) 療育支援の必要な児童の状況

児童発達支援の支給決定数は令和5年以降200人を超えて推移しています。

■療育支援の必要な児童数

(単位: 人)

区分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
児童発達支援	支給決定	132	189	204	259	290	223
	うちサルビア学園 (3～5歳児)	51	53	54	55	51	52
やまびこルーム (0～5歳児)		128	122	132	135	122	44
保育園・認定こども園 (0～5歳児)		40	46	44	35	38	38
幼稚園 (3～5歳児)		8	13	14	20	32	35

資料: 安城市 (各年4月1日)

※児童発達支援の支給決定者数は、該当の年度で支給決定を行った延べ人数。

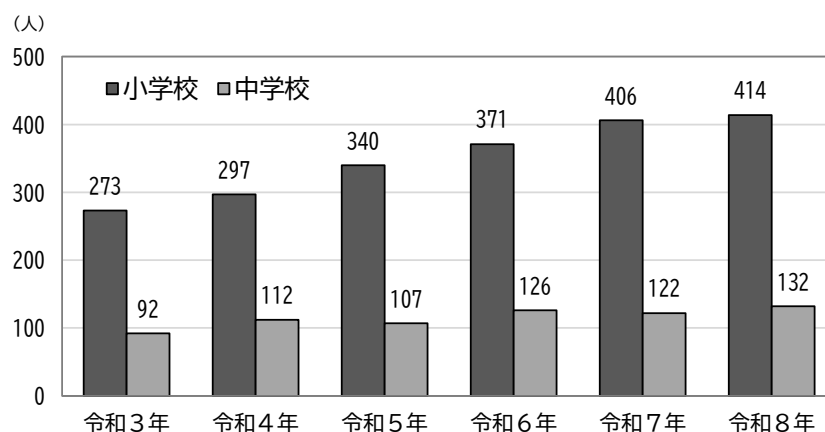
※幼稚園については各園の基準による。

(6)障害のある児童生徒等の状況

特別支援学級の在籍児童生徒数の推移をみると、小学校、中学校ともに増加傾向にありますが、特に小学校において増加率が大きくなっており、令和3（2021）年から令和8（2026）年にかけて141人（51.6％）増加しています。

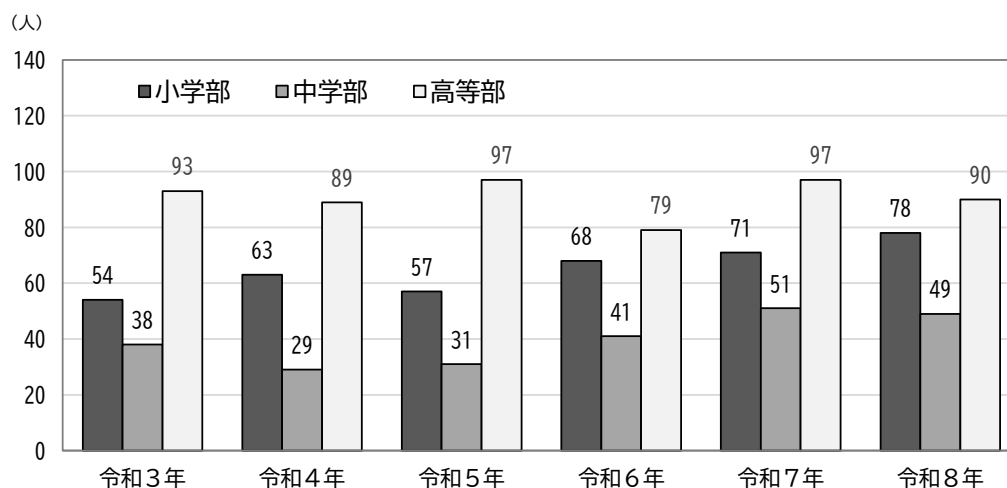
また、特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移をみると、小学部、中学部ともに増減があるものの、概ね増加傾向で推移しており、高等部については90人前後で推移しています。

■特別支援学級在籍児童・生徒数の推移



資料:安城市(各年5月1日)

■特別支援学校在籍児童・生徒数の推移



資料:安城市(各年5月1日)

3 第5次安城市障害者計画の実施状況

第5次安城市障害者計画では77の取組を位置づけ、毎年度、自己評価結果を自立支援協議会に提示し、外部の視点からの評価を行っています。本計画の策定にあたって改めて今後の方向性について検討し、以下に結果を集約しました。

■方向性の取りまとめ結果

分野	体系	施策数	方向性			
			継続	推進	縮小	終了
1. 生活環境	安全・安心な住環境の整備	3	3			
	人にやさしいまちづくりの推進	3	3			
	地域福祉活動の推進	5	5			
	防災・防犯等の推進	9	7	1	1	
2. 生活支援	生活支援サービスの充実	5	4	1		
	経済的支援	3	3			
	文化芸術・スポーツの振興	4	3			1
3. 相談・情報提供	相談支援体制の充実	2	2			
	情報提供の充実	3	3			
	意思疎通支援の充実	4	4			
	権利擁護の推進	2	2			
4. 療育・教育・子育て	子ども発達支援の充実	5	5			
	子育て支援の充実	4	4			
	インクルーシブ教育の推進	7	4	3		
5. 保健・医療	障害の原因となる疾病の予防	4	3	1		
	医療サービスの推進	2	2			
6. 雇用・就労	雇用・就労の促進	5	3	1		1
	就労支援・相談体制の充実	1	1			
	福祉的就労の支援	1	1			
7. 啓発・広報	啓発・広報活動の推進	2	1	1		
	障害に関する理解の促進	3	3			
合計		77	66	8	1	2

方向性：継続…引き続き実施していく取組

推進…一層の充実に向けて推進していく取組

縮小…引き続き実施していくが、事業規模等を縮小していく取組

終了…事業の完了や廃止により、次期計画には位置付けない取組

4 今後の施策推進に向けた課題・施策二一ズ

第5次安城市障害者計画の推進期間中に新たに整備された国の法制度や市の計画の推進状況、安城市で暮らす障害のある人やその家族、支援者やサービス事業者等の意見を踏まえ、本市における障害者福祉施策に関する課題等をまとめました。

①全体にかかる事項

- 障害のある人とその家族等の高齢化対策や親なき後への対策
- 外見からはわかりにくい障害のある人への理解の促進
- 自立支援協議会等による関係者間の連携機会の充実・強化

②生活環境

- 障害のある人が地域の中で暮らすための多様な住まいの確保
- バリアフリーやユニバーサルデザインの視点からのまちづくりの充実
- 地域を中心とした見守り、災害時の助け合い・支え合い等の体制づくり
- 多様な障害に対応した避難環境の整備

③生活支援

- 障害のある人が地域で暮らし続けられるための支援の充実
- 障害福祉サービス事業所等における人材の確保・育成
- 地域における多様な生きがいくくり、社会参加機会の拡充

④相談・情報提供

- 制度の狭間の問題や複合的な福祉課題を抱える障害のある人・世帯への支援体制の強化
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づく誰もが情報を受け取りやすい環境づくり
- 「安城市手話言語条例」に基づく手話言語の普及
- 権利擁護支援の充実、制度の普及・利用促進

⑤療育・教育・子育て

- 支援が必要な子どもに対する早期療育と切れ目のない支援体制づくり
- 障害の特性を踏まえた保育・教育等の推進に向けた人材の確保・育成
- 子どもの障害福祉サービス等の利用の最適化と地域移行の推進
- 子どもの発達支援に対する中核的な支援機能の強化

⑥保健・医療

- 増加する精神障害のある人を地域で支える仕組みづくり

○医療的ケアの必要な人への対応

⑦雇用・就労

- 一般就労を希望する人へ向けた支援
- 職場における多様な障害特性等への理解や支援、配慮
- 障害のある人が将来的に自分の強みを生かして働くための支援

⑧啓発・広報

- 障害や障害のある人への理解を深める啓発活動の充実
- 子どもの頃からの交流等を通じた相互理解の促進

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、第2次安城市障害者計画以来「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～」を基本理念として掲げ、様々な施策を推進してきました。これは、障害や障害のある人の特性への理解をより多くの人が理解すること、そしてお互いを認め合い、尊重しながら地域で支え合って暮らしていけるまちを表したものです。

この基本理念は、障害のある人が家庭や地域で普通の生活ができる社会をつくる（ノーマライゼーション）、医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加する（リハビリテーション）、多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生する（インクルージョン）という重要な考え方に基づいております。

本市が目指すべき障害福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現している理念であり、その趣旨は現在においても変わっていません。

このことから、本計画では引き続き基本理念として「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～」を掲げます。

■基本理念（市が目指す姿）

わかりあい みとめあい ささえあう
～みんな しあわせ 安城市～

2 基本目標

本市の基本理念を踏まえ、次の7つの基本目標を設定します。

基本目標1 安全・安心で支え合いのある地域社会の実現

市民一人ひとりが住み慣れた地域で快適に暮らしていけるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った、居住環境づくりやまちづくりを推進します。また、地域での交流や支え合いを促進するとともに、障害のある人の特性等を踏まえた防犯・防災対策を行うことで、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

基本目標2 生活の安定と心の豊かさを支える支援の充実

障害のある人が利用する福祉サービスと日中活動の場の充実を促進するとともに、サービス提供を支える事業所間の連携強化やサービスの質の向上を支援します。

また、生活に潤いや豊かさをもたらすとともに心身の健康にもつながる文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション等の様々な活動への障害のある人の参加を推進します。

基本目標3 人とのつながりや権利が守られる支援の充実

障害のある人が必要なときに相談につながり支援が受けられる体制や、必要な情報が入手できる環境の充実を図ります。

また、障害のある人が差別や不利益な扱いを受けることがないように、本人の立場に立った権利擁護に関する相談体制の充実を図ります。

基本目標4 子どもの育ちと学びを支える環境の充実

発達の遅れや障害を早期に発見し、早期に療育につなげるための相談支援や関係者間の連携強化を図ります。また、支援が必要な児童生徒が個に応じた保育・療育・教育を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

基本目標5 障害の原因となる疾病の予防と健康支援の充実

障害のある人が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、障害の原因となる疾病の予防と障害の早期発見のための取組、心身の健康づくりを支える保健・医療サービスを受けるための支援を進めます。

また、医療的ケアが必要な人に対しては、関係機関等が連携して適切な支援に繋がります。

基本目標6 就労機会と就労支援の充実

地域の福祉、教育、企業等が連携し、障害のある人が自己の能力を発揮できるよう、就労に向けた支援の充実を図ります。

また、雇い主となる企業・事業者に対しても、障害のある人のそれぞれの特性を理解し、個々の能力を生かした働き方ができるよう啓発や情報提供を行い、就労を促進します。

基本目標7 障害理解を深める啓発活動の充実

障害のある人もない人も、互いに認め合い、一人ひとりの個性と人格を尊重できるよう、広報や交流活動を通じて、障害特性や障害のある人に対する正しい理解と認識、配慮を進めます。

3 計画を貫く視点

基本理念に基づき設定した目標を実現するために分野別施策を展開するうえで、次の3つの横断的な視点に留意しながら取組を推進します。

視点1 「当事者視点」を大切にします

障害者権利条約が採択される際、世界中の障害当事者は「私たちのことを私たち抜きで決めないで」を合言葉に声を上げました。また、本市においても自立支援協議会を中心に「なにはともあれ本人中心」をスローガンに掲げて、障害のある人の声を様々な場面で届けることを重視して取組を進めています。

誰もが自分らしく生きることができる社会にするため、障害当事者の声を聴くことを当たり前にし、様々な場面で障害のある人本人を意思決定の中心に置いた支援を進めます。また、日常的に支援にあたる家族等に対しても、障害当事者の生活の状況や想いをよく理解している存在であることを踏まえてともに支援します。

なにはともあれ本人中心

本市では障害者福祉に関する地域課題等を検討する場として自立支援協議会を設置しています。この協議会では、当事者不在で福祉の仕組みや支援方針が決められてしまうことがないように、「なにはともあれ本人中心」を掲げて活動しています。安城市社会福祉協議会が事務局となって様々なチーム活動を展開しており、なかでも令和元（2019）年度から障害当事者が集まった常設チームである「とうじしゃグループ」の活動は本市の特色と言えます。

写真

写真

視点2 障害の特性を踏まえた施策の展開に努めます

「障害特性による困難」を個人の問題としてとらえるのではなく、社会との関係で捉える考え方(社会モデル)が重視されており、障害の特性や状態、生活実態などの様々な状態を踏まえて、それぞれの支援ニーズに対応していく環境づくりが求められています。特に外見からはわかりにくい障害や、症状・状態が変化する障害については必要な支援等が見えにくく、対応がなされにくい場合もあります。

本市では、障害特性等に応じた施策の充実を図るとともに、特に発達障害のある人や様々な要因により生きづらさを抱える人等への支援を進めていきます。

視点3 あらゆる場面で障害への理解を深めます

「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現は、国全体の障害者施策で目指されている重要な事項です。

本市では、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりのため、市民全体・地域全体を対象とし、あらゆる場面で障害への理解を深めます。日常の様々な機会を通じて、障害特性や必要な配慮について正しい情報を広げることで、偏見や差別の解消を図り、互いを尊重し支え合う環境づくりにつなげます。

障害者差別解消法

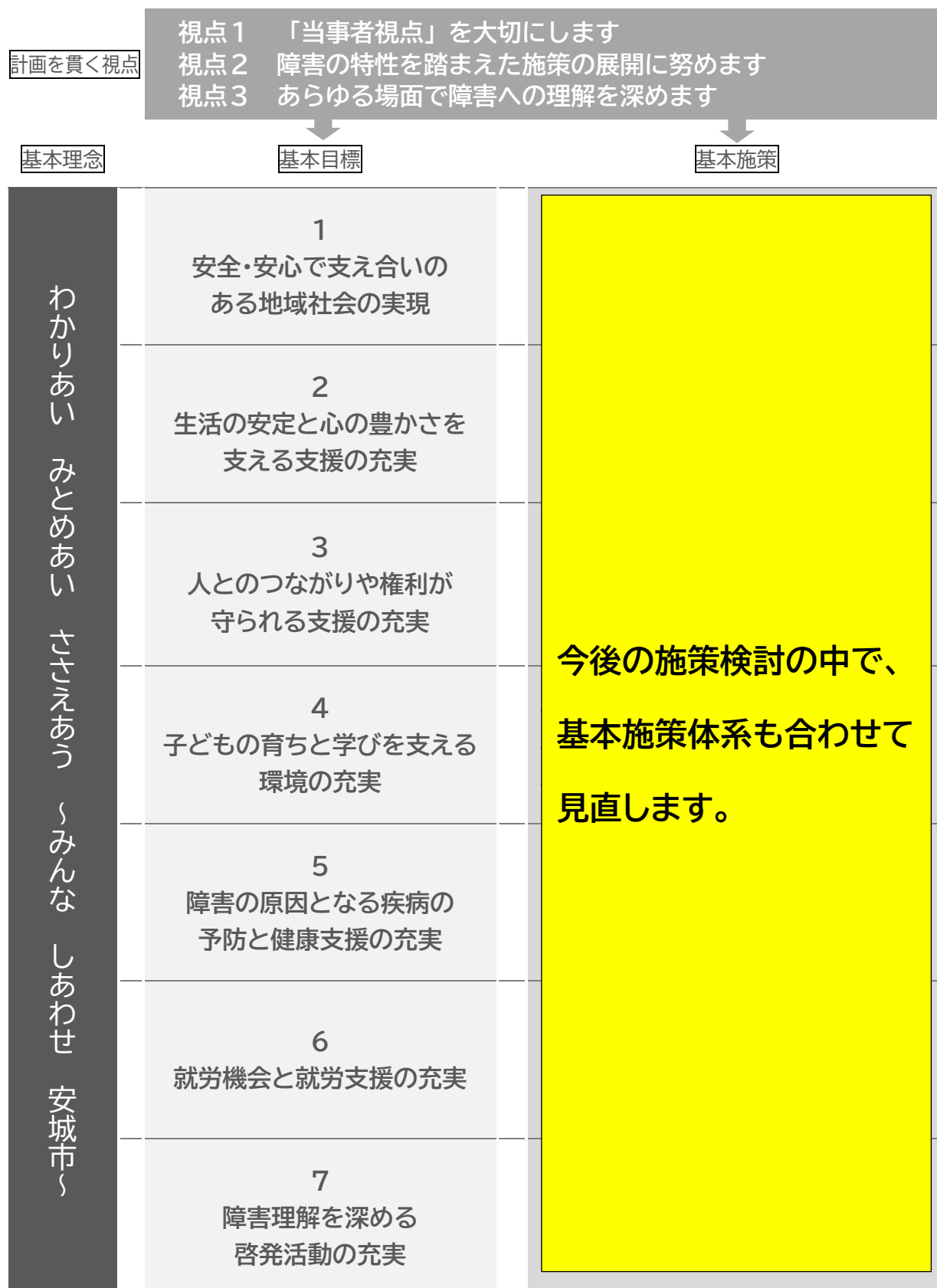
障害者差別解消法は、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、障害の特性に応じた配慮(合理的配慮)の提供を通じて、共生社会の実現を目指す法律です。平成28(2016)年に施行され、国や自治体には差別の禁止と合理的配慮の提供が義務付けられました。さらに令和6(2024)年4月の改正法施行により、これまで努力義務だった民間事業者(企業、店舗、医療機関、学校など)による合理的配慮の提供も義務化されました。これにより、障害のある人が教育、就労、買物、公共サービスなど様々な場面で平等に参加できるよう、社会的障壁の除去に向けた取組が一層求められています。

4 重点施策

検討・作成中

5 施策体系

計画は以下のように、7つの基本目標、21の基本施策に基づき展開します。



検討・作成中

今後作成

1 関係機関・団体等との連携による推進

(1) 市民や関係機関との連携

障害のある人が地域のなかで安心して暮らし続けるためには、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。

町内福祉委員会等地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、障害のある人同士の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、障害福祉サービス等事業者や関係団体、関係機関等による相談支援や各種サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎなど、障害のある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障害のある人の地域での暮らしを支援します。

(2) 国・愛知県・広域との連携

障害者施策推進のためには、国や県、広域での連携が必要です。国、県や西三河南部西圏域各市との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

■「あいち障害者福祉プラン」で定める区域

圏域	圏域に属する市
西三河南部西	安城市、碧南市、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市

(3) 安城市自立支援協議会を中心とした連携

障害者総合支援法第89条の3において、「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。」とされています。本市においても、この規定に基づき安城市自立支援協議会を設置しています。

特に「安城市障害福祉計画・安城市障害児福祉計画」の推進にあたっては、安城市自立支援協議会を通じて関係機関と緊密に連携し、障害のある人やその家族等への支援体制の整備・充実を推進します。

■支援イメージ図



2 計画の進捗管理

(1)市役所内関係各課による取組の評価・検証

本計画に位置づけた取組については、毎年度、指標の進捗確認や取組状況等の評価・検証を行い、計画の総合的な推進を図ります。

(2)安城市自立支援協議会における評価・検証

本計画の進捗管理・評価を定期的に行うため、安城市自立支援協議会に、毎年度、本計画に位置づけた取組等の進捗状況の評価・検証結果を提示し、当事者視点も踏まえた評価結果を次年度の取組に反映していきます。

また、国の法令や制度の改正、障害のある人等を取り巻く社会経済情勢等が大きく変化した場合などは、適宜計画に位置付けた取組を見直し、時流に合わせたものとしていきます。